

**【記載要領】**

**入港前手続様式(その1)**

[ 港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式 ]

**船舶保安情報の通報の場合**

危険物荷役許可申請  
係留施設使用許可申請

停泊場所指定願

移動許可申請

船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

船舶保安情報  
関係項目

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請にあたっては、この様式を用いることができる。

港長殿  
港湾管理者殿  
地方運輸局長殿  
海上保安\_\_\_\_長殿

通報先の保安部又は  
保安署を記載

IMO番号が無い場合は、  
船舶番号又は漁船登録  
番号を記載

船長氏名  
申請者名  
申請者住所  
担当者名・連絡先

船長氏名、通報者氏  
名を記載。同じ場合は  
「同上」と記載

[ 外航 ・ 内航 ]

船舶基本情報	船名 BLUE SEA		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)			
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】				
	国籍	パナマ	船籍港	パナマ		
	総トン数	国際総トン数 66,332トン	重量トン数	全長		
連絡方法	呼出符号(信号符号) H3XW	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法				
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号 (名前) (住所) (電話番号又はFAX番号)					
	国際総トン数が不明な場合は、総トン数を記載					
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること) (名前) (住所) (電話番号又はFAX番号) - -					
代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号 (名前)海保マリン・サービス (住所)東京都 区 町 - - (電話番号又はFAX番号) - -						
代理店を立てている場合に記載						
入港情報	入港予定港名		入港予定日時			
	停泊目的		希望びょう泊場所		びょう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所			(コード)		
	着岸(予定)日時			離岸(予定)日時		
	移動前停泊場所			移動後停泊場所		
	移動理由		移動予定日時 月 日 時 分		移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分 【入港・移動】			着岸舷側 【左舷・右舷】		
	(被)接舷船名			最大喫水(入港から出港まで) (m)		
航海情報	航路名		【優先指定・定期・不定期】			
	仕出港	前港	次港	仕向港		
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分					

船名				IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量			入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
	港				
その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			本邦内での陸揚貨物がない船舶については、記載を要しない		
危険物情報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)			こん包の数・正味重量	
	入港時	ホワイトスピリット 3.1 UN1300 引火性液体類(容器等級) 引火点+41		580 K/T	
	出港時	ホワイトスピリット 3.1 UN1300 引火性液体類(容器等級) 引火点+41		80 K/T	
			船舶内の積付け位置		
			油槽内		
			油槽内 非開放		
本邦内で陸揚げしないものについても記載すること					
危険物を積載していない船舶については、記載を要しない					
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	保険者等の氏名又は名称			
		保障契約の証書の番号			
		保障契約の有効期間			
		燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか			【なっている・なっていない】
	保障限度額				
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】					
備考					

**【記載要領】**

**入港前手続様式(その2)**

船名 BLUE SEA		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号) IMO1234567	
実際に船舶が実施しているレベル1~3を記載			
船舶警報通報装置の有無 【有・無・故障】	船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標 レベル	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 11月 1日 11時 00分 (位置) 北緯 度 分 東経 度 分	
船舶保安証書等の番号及び発給機関 (番号) 200401422 (発給機関) PANAMA MARINE AUTHORITY	船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名) (連絡先) 090 - -	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名) (職名) 2nd Officer	
当分の間内航か 【はい・いいえ】 *日本に入港後、国際航海を行う計画がない場合は、「はい」を選択			
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻 *当分の間内航とした場合は記載の必要なし			
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻)	月 日 時 分		
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻)	月 日 時 分		
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻)	月 日 時 分		
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻)	月 日 時 分		
(予定港)		(係留施設名)	
(時刻)	月 日 時 分		
出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻 *当分の間内航とした場合は記載の必要なし			
(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】		(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】	
(時刻)	月 日 時 分	(時刻)	月 日 時 分
(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】		(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】	
(時刻)	月 日 時 分	(時刻)	月 日 時 分
*以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする			
経由国名	経由港名	経由港入港年月日	経由港出港年月日
カナダ	バンクーバー	2005年 7月 10日	2005年 7月 11日
オーストラリア	パース	2004年 12月 15日	2004年 12月 17日
日本	苫小牧	2004年 8月 1日	2004年 8月 1日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

船舶基本情報

過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、それ以前の寄港について記載の必要はない

経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	経由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容	経由港乗船本邦下船旅客の有無
レベル1	〔有 無〕(内容) 船舶への出入り場所を一箇所に制限	〔下船旅客の有 無〕
レベル1	〔有 無〕(内容)	〔下船旅客の有 無〕
レベル1	〔有 無〕(内容)	〔下船旅客の有 無〕
	〔有・無〕(内容)	〔下船旅客の有・無〕
航行速度 20.0 Kt	航海中の異変等 1. 航行中の船内において、不審者を発見 2. 船内の監視装置が故障 等	

通報時、船舶が停泊中の場合は、通常航海時の速力を記載

船内において不審者・不審物を発見した等の特異事象がある場合、船内の監視装置が故障等した場合、保安措置が実施できなかった場合等その他船舶の保安に関する参考事項があればその旨を記載

- 注1 入港前様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域しようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。
- 注2 入港前様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署のみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。
- 注3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。
- 注4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。
- 注5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。
- 注6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合のみ記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。
- 注12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄に記載する必要はない。
- 注13 入港前様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。